

# 齋藤労災病院 デイケア 利用料金

(2024年6月作成)

医療法人社団福生会 齋藤労災病院 (事業所番号 1210110700)

## <要支援>

サービス内容略称		単位数
予防通所リハビリ11(12月超で120単位/月減算)	要支援1	2268
予防通所リハビリ12(12月超で240単位/月減算)	要支援2	4228
※利用開始月から12月経過後にリハビリテーション会議を実施した場合12月超の減算はない。		
予防通所リハサービス提供体制加算Ⅱ	要支援1	72
	要支援2	144
上記利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.6%が上乗せされます。		

## <要介護>

サービス内容略称				単位数	
短時間利用	9:00~10:30	10:30~12:00	13:00~14:30	14:30~16:00	
通所リハⅢ111(3101)／通所リハⅡ111(2101)	要介護1	1時間以上2時間未満		369/(357)	
通所リハⅢ112(3103)／通所リハⅡ112(2103)	要介護2			398/(388)	
通所リハⅢ113(3105)／通所リハⅡ113(2105)	要介護3			429/(415)	
通所リハⅢ114(3107)／通所リハⅡ114(2107)	要介護4			458/(445)	
通所リハⅢ115(3109)／通所リハⅡ115(2109)	要介護5			491/(475)	
半日利用	9:25~12:35	12:35~15:45			
通所リハⅢ131(3151)／通所リハⅡ131(2151)	要介護1	3時間以上4時間未満		486/(470)	
通所リハⅢ132(3152)／通所リハⅡ132(2152)	要介護2			565/(547)	
通所リハⅢ133(3153)／通所リハⅡ133(2153)	要介護3			643/(623)	
通所リハⅢ134(3154)／通所リハⅡ134(2154)	要介護4			743/(719)	
通所リハⅢ135(3155)／通所リハⅡ135(2155)	要介護5			842/(816)	
一日利用	9:25~15:40				
通所リハⅢ161(3171)／通所リハⅡ161(2171)	要介護1	6時間以上7時間未満		715/(675)	
通所リハⅢ162(3172)／通所リハⅡ162(2172)	要介護2			850/(802)	
通所リハⅢ163(3173)／通所リハⅡ163(2173)	要介護3			981/(926)	
通所リハⅢ164(3174)／通所リハⅡ164(2174)	要介護4			1137/(1077)	
通所リハⅢ165(3175)／通所リハⅡ165(2175)	要介護5			1290/(1224)	
以下の項目は実施により加算されます					
リハビリテーションマネジメント加算(口) 同意の属する月から6月以内(加算21)593単位/月 6月超(加算22)273単位/月 ※会議で医師が利用者または家族に説明した場合、上記に加えて(加算4)270単位/月が加算されます。					
※要介護者の80%以上にマネジメント加算を算定することで大規模型→条件を満たした大規模型の単位(通所リハⅡ→通所リハⅢ)になります。					
退院時共同指導加算	リハビリ職が医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合			600	
通所リハビリ入浴介助加算Ⅰ	入浴の介助・見守りのみを行った場合			40	
通所リハビリ入浴介助加算Ⅱ	個別の入浴計画を作成し、居宅の状況に近い環境で入浴をした場合			60	
通所リハ短期集中リハ実施加算(1回につき)	退院日または認定日から3月以内			110	
リハビリテーション提供体制加算 (1回につき)	3時間以上4時間未満			12	
	6時間以上7時間未満			24	
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ (1回につき)				18	
理学療法士等体制強化加算(1回につき)	1時間以上2時間未満			30	
送迎減算				-47	
上記利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.6%が上乗せされます。					

## <その他実費>

### ●あんしんかん

食費+おやつ代(1食あたり)	714円
【オプション費】 イベント材料および景品費・レクリエーション材料費・カラオケ使用費・各種タオル類使用費等	204円

### ●そうかいかん

食費(1食あたり)	612円
【オプション費】 ドリンクサーバー使用費・足湯使用費・マッサージベッド使用費・ルーフバルコニー使用費・園芸材料費・各種タオル類使用費等	短時間 102円 半日、1日 204円

※ 平成27年4月1日ご利用分より地域区分単価10.83円(3級地単価)となります。

(所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の対象から除外されます。)

※ 上記介護保険料の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)が自己負担分となります。

※ 令和6年6月1日改定(令和6年9月11日修正)